

令和3年度

(2021年度)

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務

仕 様 書

市民文化局文化部文化財課

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務

1 概要

本業務は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下、「PCB 廃棄物」という)を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、処分を行うものである。

2 履行場所

廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 第 1 項に基づき無害化処理認定を受けた施設または廃棄物処理法に基づき、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処分業に係る都道府県知事等の許可を受けた施設

3 業務内容

(1) 低濃度 PCB 廃棄物の中間処理(最終処分含む)

PCB 関連法令に基づき、PCB の中間処理(最終処分含む)を行う。

(2) 対象 PCB 汚染物数量

PCB 濃度が 5,000mg/kg を超え 100,000mg/kg 以下の可燃性の PCB 廃棄物(外壁シーリング材、200L 鋼製ドラム 24 缶に分割収納)

※詳細は、別紙 1 内訳表のとおり

4 その他

(1) 本業務を行うに当たっては、PCB 関連法令を遵守すること。

(2) PCB 廃棄物搬入日時は札幌市担当者との協議により決定すること。

(3) 業務内容に不明な点がある場合は、必ず事前に札幌市担当者と協議すること。

(4) 受託者は、業務の遂行に当たり直接常用雇用契約関係にある者を従事させること。

(5) 受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

5 履行期間

契約の日より令和4年3月31日まで

6 提出書類

(1) 契約締結時

ア 特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し

(2) 業務完了時

ア 業務完了届(本市様式)

イ マニフェスト

別紙 1

廃棄物の種類 (品名)	容器種類	材質	容器重量 (kg)	容器寸法 (mm)	PCB 廃棄物重量 (kg)※
外壁シーリング材	ドラム缶 (UN 規格品)	鋼製	24kg/缶	585x890	33.5
					53.7
					61.3
					72.0
					69.7
					58.9
					69.0
					62.6
					62.6
					62.3
					62.4
					73.7
					75.5
					73.4
					47.1
					57.6
					62.7
					66.8
					51.7
					81.1
91.5					
75.9					
86.0					
81.5					
PCB 廃棄物重量計					1592.5
容器重量計					576
総重量					2168.5